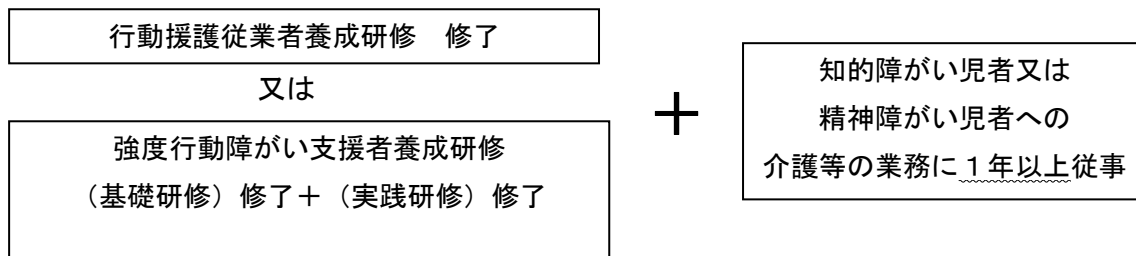


(別添 1) 行動援護に係る資格要件等について

1. サービス提供者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の介護等の業務に1年以上従事した経験を有する者。

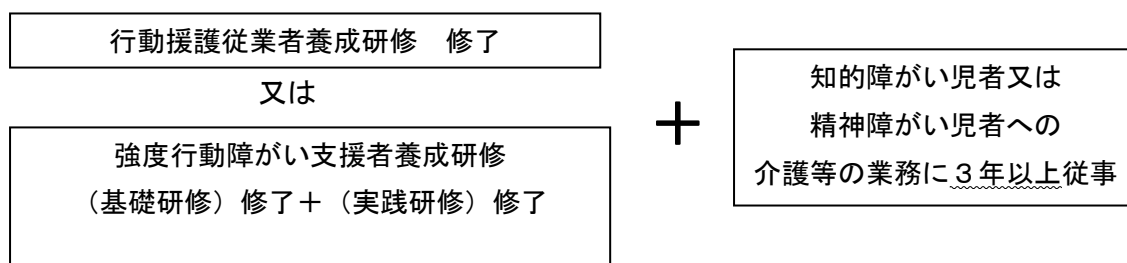


【令和3年3月31日までの経過措置】

居宅介護従業者（居宅介護職員初任者研修修了者等）の要件を満たす者であって、知的障がい児者又は精神障がい児者の介護等の業務に2年以上従事した経験を有することとする。

2. サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい児者の介護等の業務に3年以上従事した経験を有する者。



【令和3年3月31日までの経過措置】

居宅介護従業者（居宅介護職員初任者研修修了者等）の要件を満たす者であって、知的障がい児者又は精神障がい児者の介護等の業務に5年以上従事した経験を有することとする。

【平成27年3月までに行動援護従業者養成研修を修了した方について】

平成27年度から研修カリキュラムの履修時間が4時間増えました。平成26年度以前に旧カリキュラムで行動援護従業者養成研修を修了された方については、新カリキュラムによる行動援護従業者養成研修（強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修および実践研修））を修了した者として取り扱われるため、改めて新カリキュラムによる研修を受講する必要はありません。